

# 入札公告

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県競馬組合会計規則（昭和42年高知県競馬組合規則第5号）第7条において準用する高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

令和5年4月3日

高知県競馬組合 管理者 豊永 大五

## 記

### 第1 入札に付す事項

- (1) 件名 令和5年度パルス高知警備業務委託
- (2) 業務内容 契約書及び仕様書による

### 第2 契約期間

令和5年5月1日から令和6年4月30日まで

### 第3 入札の方法

一般競争入札

### 第4 予算額

56,600,000円

### 第5 最低制限価格

あり

### 第6 入札者の資格及び資格審査の方法等

#### (1) 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 警備業務について、高知県総務部管財課の「令和3年度・令和4年度・令和5年度 指名競争入札参加資格（警備業務）」を有する者であること。

ウ 高知県内に本社又は本店を有する者であること。

- エ 平成29年4月1日以降に、国若しくは地方公共団体（高知県競馬組合を含む。以下同じ。）又は国立大学法人が発注した施設警備業務（機械警備業務は除く。）を履行した実績を複数件有する者であること。
- オ この入札公告の日の2年前の日の翌日から開札日までの間に、高知県又は高知県競馬組合との契約において契約不履行等を理由に契約を解除された者でないこと。
- カ この入札公告の日から当該業務の入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）等に基づき高知県から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- キ 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ケ この入札公告の日から当該業務の入札の日までにおいて、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、本業務に一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した者の間において、以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者の入札参加資格を認めないこととする。ただし、基準に該当する者の一者を除く全てが入札参加資格の有無の通知期限日までに辞退した場合には、残る一者が提出した申請書は有効として取り扱う。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

（ア）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

（ア）一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する 役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役員

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 資格審査の方法

国若しくは地方公共団体又は国立大学法人と締結した契約書等契約関係を証する書面の写しの提出を受け、その確認を行うこと等により、入札参加資格を審査する。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、第6の(1)のエに示した入札参加資格を満たすことを証明する前号の書類を添付の上、この公告の日から第7の「1 提出期間」までに、第7の「2 提出書類」を、第7の「3 提出先」に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

第7 本件業務の仕様及び契約条項を示す場所

1 提出期間	令和5年4月3日（月）から令和5年4月12日（水）午後5時15分
2 提出書類	① 一般競争入札（令和5年度パルス高知警備業務委託）参加資格審査申請書【様式1】 ② 入札公告第6の(1)のエに定める資格があることを証する書面の写し（任意様式） ③ 申請者の株主構成比率がわかる書類（任意様式） ④ 申請者の役員等名簿【様式2】
3 提出先	〒781-0271 高知県高知市長浜宮田2000番地 高知県競馬組合事務局投票課 入札担当
4 掲載場所	以下のホームページに掲載する。

	高知県競馬組合 <a href="http://www.keiba.or.jp/top.html">http://www.keiba.or.jp/top.html</a> 高知県農業振興部農業政策課 <a href="https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/162201/">https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/162201/</a>
--	--

## 第8 入札日程等に関する事項

1 仕様等の 質疑	提出先	下記メールアドレスあて送付すること。 E-mail : y.ogawa@keiba.or.jp
	提出期限	令和5年4月15日(土)午後5時15分
	回答期限	令和5年4月18日(火)
2 入札参加 資格の有無の 通知	通知方法	入札参加資格審査申請書の担当者メールアドレスに通知する。
	通知期限	令和5年4月15日(土)
3 入札参加 資格のない理 由の説明要求	提出期限	令和5年4月17日(月)午後5時15分
	回答期限	令和5年4月20日(木)
4 入札日 時・場所	日時	令和5年4月21日(金)午前10時30分から (注)入札執行時刻に遅れた者は、入札に参加できない。
	場所	高知県高知市長浜宮田2000番地 高知県競馬組合事務所 2階大会議室

## 第9 入札実施機関(問い合わせ先)

〒781-0271 高知県高知市長浜宮田2000番地  
高知県競馬組合事務局投票課  
電話 088-841-5123  
FAX 088-841-5130  
E-mail y.ogawa@keiba.or.jp

## 第10 入札保証金

免除

## 第11 落札者の決定等

- (1) 予定価格(年額)の範囲内で入札した者のうち最低価格の者を落札者と決定する。ただし、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額(年額)の110分の100に相当する金額を入札書に記載

すること。なお、その入札書記載金額（年額）に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額をもって契約金額とする。

(2) 同価格の者が2人以上あるときは、抽選により決定する。

(3) 入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内になく、落札者が得られない場合は、再度入札（2回を限度とする。）に付し、それでもなお落札者が得られない場合は最低価格の者から順に随意契約の折衝を行うことがある。

## 第12 無効入札

地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札に参加することができないとされた者の入札及び次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札者が不正の利益を得るために談合したと認められるとき。

(2) 入札に際し、不正の行為があったとき。

(3) 入札者又はその代理人が同一の入札について2以上の入札をしたとき。

(4) 入札書の氏名その他重要な文字及び証印が誤脱し、又は不明なとき。

(5) 入札書の金額を訂正しているとき。

(6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、入札条件に違反したとき。

## 第13 入札に関し留意すべき事項

(1) 入札書の記載事項について訂正し、又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。ただし、金額を訂正することはできない。

(2) いったん投かんした入札書については、取り替え、訂正し、又は取り消すことはできない。

(3) 入札書の郵送は認めない。

(4) 代理人の入札にあたっては、委任状の提出が必要である。

## 第14 落札者が契約書に記名押印する期限

令和5年4月28日（金）

## 第15 その他

落札者が、高知県又は高知県競馬組合から、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。